

一般用加工食品には

平成27年4月1日から義務表示になっています。

原則

栄養成分表示が義務付けられています。

表示例



熱量及び栄養成分の項目の表示の順番は決まっています。

クッキー	
栄養成分表示 (1箱40g当たり)	
熱量	250kcal
たんぱく質	3.0g
脂質	10.1g
炭水化物	35.0g
食塩相当量	0.4g

必ず「栄養成分表示」と表記します

食品単位は、100g、100ml、1食分、1包装、その他の1単位のいずれかを表示します。

表示される値は分析のほか、計算によって求めた値を表示することが可能です。

詳しい栄養成分表示の方法についての情報

●消費者庁 食品表示企画ホームページ

食品表示法、食品表示基準、
食品表示基準について(通知)、食品表示基準 Q & A、
「食品表示法に基づく栄養成分表示のためのガイドライン第2版」



●東京都福祉保健局ホームページ

食品衛生の窓、「栄養成分表示ハンドブック」



【栄養成分表示に関する問合せ先】

練馬区健康推進課栄養食育係 03-5984-4679 FAX:03-5984-1211

小規模の事業者が製造した食品であっても
小規模ではない事業者（スーパー等）が販売する場合は

栄養成分表示を省略できません

小規模事業者とは、下記のいずれかに該当する事業者です。

- ・消費税法において消費税を納める義務が免除されている事業者
- ・（当面の間）中小企業基本法に規定する小規模企業者

